

MICE

SAITAMA
CITY

～ ヒト・モノ・情報が集まる MICE都市 さいたま ～

Meeting

Incentive travel

Convention

Exhibition / Event



さいたま市 MICE 誘致戦略

MICEの振興は、高い経済効果をもたらすことに加え、ビジネス機会の創造や都市プレゼンスの向上などの効果が期待できることから、さいたま市では、MICEの開催・誘致を推進しています。

※MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行(Incentive travel)、国際機関・団体・学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition / Event)の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

戦略策定の背景と目的

背景と目的

さいたま市は、2016年3月に国が決定した「国土形成計画 首都圏広域地方計画」の中で、東日本の玄関口として多種多様なヒト・モノ・情報が集結する最初の対流拠点として位置づけられ、MICE分野でも発展が期待されています。一方で、都市間競争が年々激化しており、MICEの開催・誘致を進めるには、独自性のある取組を戦略的に進めていくことが不可欠であることから、MICE分野におけるさいたま市の目指すべき将来像、取組の方向性を定めるものです。

計画期間

2018年度から2020年度までの3年間

(2021年度以降については次期総合振興計画の策定に合わせて見直しを実施)

現状と課題

主な強み

- 鉄道・道路網による交通アクセスに優れており、東日本地域との広域連携による取組が進められている(M, I, C, E)
- 1人あたりの消費額が高い医学系会議の開催割合が大きい(C)
- さいたまスーパーアリーナや埼玉スタジアム2002があり、スポーツ、コンサートといった集客効果の高いイベント開催の基盤がある(E)
- 「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の活用をはじめ、環境に対する先駆的な取組を実施している(C, E)

主な弱み

- 主要MICE施設の稼働率が高く、新規に誘致する催事を受け入れにくい(C, E)
- ホテルの稼働率が年間を通して高い状況であり、特に大規模MICE開催時には市内での予約が難しい状況にある(M, I, C, E)

取組の方向性

目指すべき将来像

「東日本の中枢都市にふさわしい“MICE都市さいたま”の確立」

目指すべき将来像の実現のためには、長期的取組の土台となる基盤整備から始めることが必要。

2018年度～2020年度の3年間は目標達成に向けた基盤を整備する期間と位置づける。



重点ターゲット

本戦略の計画期間において積極的に誘致を進めるべき重点ターゲットを設定。

重点ターゲット①	東日本連携関連事業(M, I)
重点ターゲット②	医学系、理工学系の会議・大会(C)
重点ターゲット③	スポーツ分野の会議・大会・イベント(C, E)
重点ターゲット④	環境分野の会議・大会・展示会(C, E)

施策展開

ソフト施策

①都市プロモーション・誘致活動の強化

- 重点ターゲットの誘致にあたってのキーパーソン、ステークホルダーの発掘、リレーションの構築
- 誘致ネットワークの強化、開催実績のある主催者等の再整理及びアプローチ方法の再検討 等

②受入可能施設の開拓

- 市有施設の事前優先予約による有効活用
- 本市の観光資源等の再整理による新たなユニークベニューの開拓 等

③開催支援プログラムの充実

- コンベンション開催助成金制度の拡充
- コンベンション主催者に対する助成金制度等の効果的な周知 等

④関係組織との連携強化

- 市内及び近隣にキャンパスを構える大学との連携強化
- スポーツ関係団体との連携強化 等

⑤人材の登用・育成

- MICEアンバサダーをはじめとする、地域の貴重な人材を生かした誘致体制の強化
- (公社)さいたま観光国際協会のMICE担当人員体制の強化 等

ハード施策

MICE 施設

- 既存のMICE施設との規模や機能分担、展示会・見本市やスポーツ・コンサートの開催などを見据えて平土間型のホールの整備・誘致を行う。
- 市内に類似規模施設が無く、展示会を併せた医学系会議などの開催やバスケットボール、バレーボールなどのスポーツ、コンサート等の開催を考慮すると2,000㎡～5,000㎡規模を想定。
- 民間事業者主導の施設整備も想定し、財政支援制度を検討・実施。

ホテル

- 市内の宿泊機能の充実を図るため宿泊特化型ホテルの誘致を重点的に行う。
- ホテルとの相互利用による効果の高いバンケットは、ホテルとの事業を分離した整備も想定できることから、ホテルの付帯的な機能として誘致を検討。
- バンケットの規模は、既存施設との機能分担を考慮し、ミーティングや小規模コンベンションの開催が可能である500㎡程度を想定。
- ホテル事業者の進出を促すため、規制緩和制度等の検討・実施。
- 国際会議等でのVIP受入れが可能なスイートルームやバンケット等を有する多機能型ホテルの誘致方策を検討。

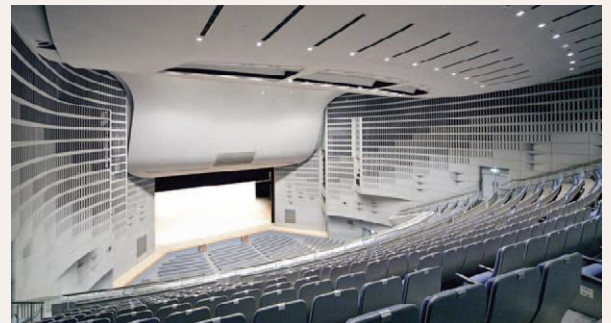
MICE 開催支援（助成金制度）

（公社）さいたま観光国際協会では、さいたま市内でコンベンションを開催する主催者に対して、助成金を交付しています。

コンベンション開催助成金

1. 交付対象となるコンベンション(主な条件)

- (1)さいたま市内を主たる会場とするもの
- (2)参加者100人以上(内10%以上が海外からの参加者)の国際会議、または参加者500人以上(参加者が関東全域以上)の国内会議
- (3)会期が2日間以上で、参加総数のうち相当数がさいたま市内の宿泊施設へ宿泊するもの
- (4)当該コンベンションが、さいたま市から補助金等の交付を受けていないこと



2. 交付額

国際会議	
参加者人数	交付額
100～199人	50万円以内
200～299人	100万円以内
300～399人	150万円以内
400～499人	200万円以内
500～799人	250万円以内
800～999人	400万円以内
1,000人～	500万円以内

国内会議	
参加者人数	交付額
500～799人	45万円以内
800～1,299人	75万円以内
1,300～1,999人	120万円以内
2,000人～	150万円以内

- ・上限は開催経費の10%
- ・さいたま観光国際協会の会員を2企業以上利用した場合10万円以内を追加助成

※助成金を受けるには、コンベンション開催期日の前年度の6月末日までに申請が必要です

アフターコンベンション開催助成金

※コンベンション開催助成金との併用も可

1. 交付対象となるアフターコンベンション(主な条件)

- (1)上記コンベンション開催助成金の条件(1)、(3)、(4)
- (2)参加者50人以上(日本を含む3ヵ国以上)の国際会議、または参加者100人以上(参加者が関東全域以上)の国内会議

2. 交付額

対象事業	内容	交付額
ユニークベニュー	観光・文化施設等のユニークな会場を利用した意見交換会の会場費、設備・機材使用料、送迎バス使用料にかかる費用の一部	20万円以内 ^(※)
エクスカージョン	市内観光を実施する際のバス使用料にかかる費用の一部	
アトラクション	アトラクション派遣に要する費用の一部	

(※)助成金の交付は各事業のいずれか1つの申請とし、上限は対象経費の50%以内

※助成金を受けるには、コンベンション開催前年度の3月の第1営業日から開催期日の1ヵ月前までに申請が必要です

問い合わせ先

(公社)さいたま観光国際協会 MICE推進グループ TEL:048-647-0788

さいたま市では、市内の宿泊機能の充実を図るため、次のような特例・規制緩和を行っています。

さいたま市における宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針

宿泊施設の整備を促進することにより、さいたま市の対流拠点としての都市機能の向上を実現するため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針を策定しています。

1. 適用制度

高度利用型地区計画

再開発等促進区

高度利用地区

特定街区

2. 適用地域

近隣商業地域及び商業地域

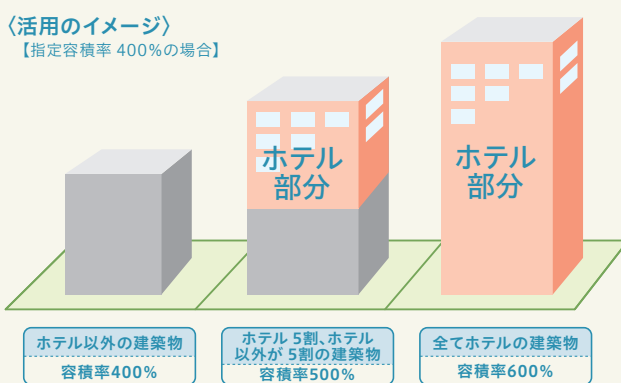
3. 容積率の考え方

(1) 基本的な考え方 (宿泊施設部分の割合に応じた緩和)

〈緩和の例〉

- 指定容積率の **1.5倍以下**、かつ、**+300%**を上限に容積率を緩和

〈活用のイメージ〉
【指定容積率 400%の場合】



ホテル以外の建築物 容積率400%

ホテル5割、ホテル以外が5割の建築物 容積率500%

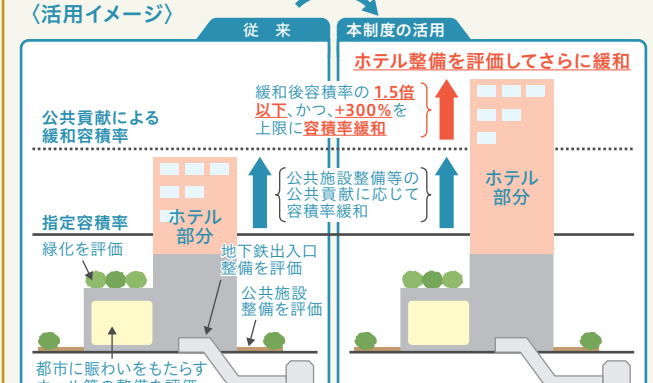
全てホテルの建築物 容積率600%

(2) 公共貢献による緩和と併せて行う場合の考え方

〈緩和の例〉

- 公共施設整備等の公共貢献による緩和後の容積率の **1.5倍以下**、かつ、**+300%**を上限に容積率を緩和

〈活用イメージ〉



従来

本制度の活用

緩和後容積率の **1.5倍以下**、かつ、**+300%**を上限に容積率緩和

公共貢献による緩和容積率

緩和後容積率

公共施設整備等の公共貢献に応じて容積率緩和

ホテル整備を評価してさらに緩和

ホテル部分

指定容積率

緑化を評価

地下鉄出入口整備を評価

公共施設整備を評価

都市に賑わいをもたらすホール等の整備を評価

〈参考〉「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設について」(国都計第34-1号)

4. その他

対象となる宿泊施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及びこれに類する施設でないものとなります。

問い合わせ先

都市計画課 TEL:048-829-1403

総合設計制度

適用地域ごとに定める規模以上の敷地で、敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物については、敷地内に歩行者が自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどの計画を総合的に判断し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合には、さいたま市の許可により、容積率制限や斜線制度、絶対高さ制限を緩和します。

また、宿泊施設の整備については、公開空地の割合に応じた容積率の緩和に加えて、宿泊施設による容積率の割り増しが受けられます。

宿泊施設の容積率緩和について

1. 適用地域

近隣商業地域及び商業地域

2. 敷地面積の規模

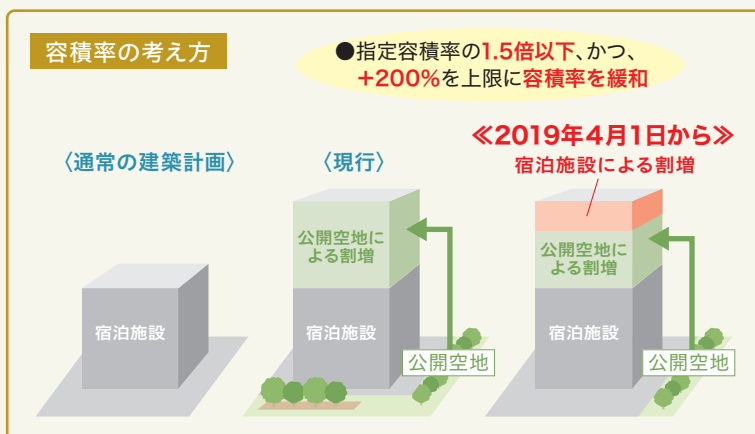
1,000㎡（現行） → 500㎡（2019年4月1日から運用開始）

3. その他

対象となる宿泊施設は、風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及びこれに類する施設でないものとなります。

問い合わせ先

建築行政課 TEL:048-829-1533



駐車施設の附置義務条例の緩和・特例

適用区域内に一定規模以上の建築物を新築等する場合は、駐車施設の附置が必要となりますが、規模に応じた駐車台数の緩和規定や、隔地駐車場の設置に関する特例基準があります。

1. 駐車施設の附置の対象となる規模

- (1) 自動車、自動二輪車（床面積が1,500㎡を超えるもの）
- (2) 荷さばき（床面積が2,000㎡を超え、かつ敷地面積が1,000㎡以上のもの）

2. 適用区域

- (1) 【自動車、自動二輪車】 駐車場整備地区（浦和駅及び武蔵浦和駅周辺地区）、近隣商業地域、商業地域
- (2) 【荷さばき】 駐車場整備地区（浦和駅及び武蔵浦和駅周辺地区）、大宮駅周辺地区の近隣商業地域及び商業地域

3. 緩和・特例基準

- (1) 延べ面積6,000㎡未満の建築物の駐車台数・荷さばき台数を緩和します。
- (2) 建築物の構造又は敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認める場合において、敷地からおおむね300m以内に駐車施設を設けた時は、建築物及びその敷地内に附置したものとみなします。

問い合わせ先

自転車まちづくり推進課 TEL:048-829-1398

都市再生緊急整備地域

都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として国が政令で定める地域であり、以下のような特別な措置を受けることができます。

1. 支援措置

(1) 都市計画の特例

●都市再生特別地区の都市計画決定

都市再生緊急整備地域内で、都市の再生に貢献(公共貢献)し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る必要がある区域において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれない自由度の高い計画を定めることにより、容積率や高さの制限等を緩和することが可能となります。

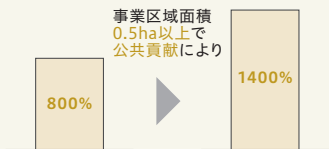
●道路の上空利用の緩和

都市再生特別地区において定められた重複利用区域(建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域)の上空等において、建築物等の建築が可能となります。

●都市計画の提案

区域面積が0.5ha以上の都市再生事業を行おうとする者は、その対象地区内の土地の所有権等を有する者の3分の2以上の同意を得ることなどにより、都市計画決定権者(さいたま市)に対して一定の都市計画の決定等の提案をすることができます。なお、提案する事業は、都市再生緊急整備地域の地域整備方針に即した計画とする必要があります。

都市再生特別地区のイメージ



(公共貢献の例)

- ・歩道状空地の整備
- ・帰宅困難者の一時避難空間の提供
- ・屋上、壁面緑化 など

地域整備方針に即し、地域固有の立地条件や整備課題を踏まえた、都市再生効果の高い事業の実現を目指します。

(2) 金融支援

国土交通大臣から民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者は、民間都市開発推進機構から、都市再生事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付、社債の取得が受けられます。

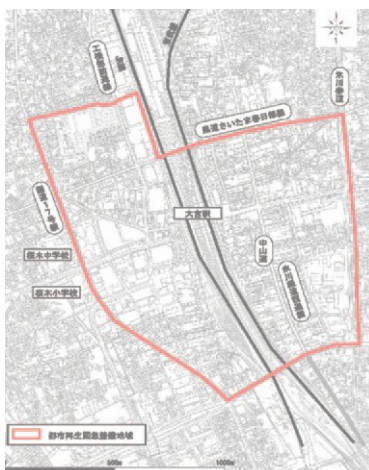
(3) 税制の特例

国土交通大臣から民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者は、税制(所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)上の特例措置が受けられます。

2. 区域

大宮駅
周辺地域

130ha



さいたま
新都心駅
周辺地域

47ha



問い合わせ先

都心整備課 TEL:048-829-1577

Meeting

Incentive travel

Convention

Exhibition / Event

SAITAMA CITY

お問い合わせ

さいたま市経済局商工観光部観光国際課 [TEL] 048-829-1365 [FAX] 048-829-1966 [E-mail] kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp